

令和8年熊本地震の影響を受けた事業者向け 融資制度の御案内 【災害等緊急対策資金】

概要

令和8年熊本地震の影響を受けた中小企業の皆さまを対象に、経営の安定や事業継続に必要な資金を円滑に供給するための融資です。

融 資 利 率

年 **1.63%** (変動金利)

資 金 使 途

設備資金、運転資金又は借換資金

※借換資金は運転資金又は設備資金の借入に併せて行う場合に限りです。

融 資 期 間

10年以内(据置3年以内)
※被害を受けた設備に係る資金は
15年以内(据置3年以内を含む)

融 資 限 度 額

2億8千万円

保 証

保証協会の保証が必要

保 証 料 率

年 **0.23~0.68%** (9区分) の範囲内で保証協会が決定

※SN保証5号、7号、又は8号の適用を受ける場合は、0.35%、

SN保証4号又は危機関連保証の適用を受ける場合は、0.40%

この融資をご利用いただける方

令和8年熊本地震の影響により、次のいずれかに該当する方がご利用いただけます。

- ・事業の用に供する施設、設備、製品又は原材料等に被害を受けた者
- ・最近1か月間の売上高又は販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が前年同月の売上高等に比べ5パーセント以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ5パーセント以上減少することが見込まれる者

取扱期間／令和9年3月31日(水)申込受付分まで

申 込 窓 口

各商工会議所、各商工会、中小企業団体中央会、金融機関 等
各機関窓口にて「令和8年熊本地震に係る融資」についてお尋ねください。

お問い合わせ
窓口

鳥取県 商工労働部 企業支援課 (電話)0857-26-7249
E-mail / kigyoushien@pref.tottori.lg.jp
ウェブページ / <https://www.pref.tottori.lg.jp/329816.htm>



令和8年8月作成